

総 括 調 査 票

調査事業名	(20) 産地パワーアップ事業			調査対象 予算額	令和2年度補正(第3号) : 34,160百万円の内数 ほか (参考 令和3年度 : -)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	国産農産物生産・供給体制強化 対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	国産農産物生産・供給体制強化対策 地方公共団体整備費補助金ほか	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

①調査事業の概要

【事業の概要】

本事業は、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換をしつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、同計画に位置付けられた意欲ある農業者等が行う生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するものである。

※本事業は平成27年度から計上され、令和元年度において支援メニューが追加された以降は「産地生産基盤パワーアップ事業」として計上されている。

事業イメージ① (計画作成～事業実施まで)

地域農業再生協議会等(農業者、地方公共団体、JA等。以下、「地域協議会等」という。)の関係者が連携し、産地が目指す「収益性の向上」につながる目標を設定。

地域協議会等は、目標とその実現を図るための複数の取組を記載した「産地パワーアップ計画」を作成し、都道府県知事が承認。

「産地パワーアップ計画」に参加する農業者や農業者団体等の取組主体が「取組主体事業計画」を作成し、地域協議会長等による承認後、以下のような取組に要する経費に対して助成し、事業を実施。

(取組の例)

農産物処理加工施設、低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹的な施設の整備、農業機械のリース導入・取得、生産資材の導入 等



施設整備



農業機械のリース導入・取得

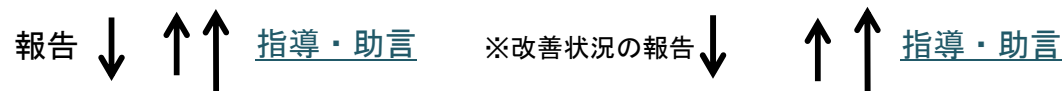


生産資材の導入

事業イメージ② (事業実施～事業報告まで)

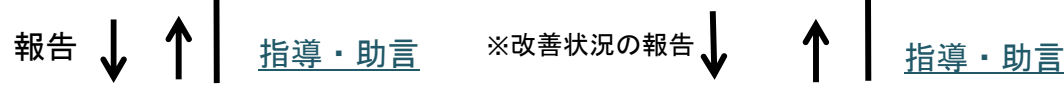
取組主体(農業者、農業者団体等)

事業終了後、取組主体事業計画に定められた取組目標の達成状況を地域協議会長等に報告。



地域協議会長等

取組主体からの報告を点検評価し、都道府県知事に報告。必要に応じ取組主体を指導・助言。産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況を都道府県知事に報告。



都道府県知事

地域協議会長等からの報告を点検評価し、地方農政局長等に報告。必要に応じ地域協議会長等及び取組主体を指導・助言。



国(地方農政局長等)

都道府県知事からの報告を点検評価する。必要に応じ都道府県知事を指導・助言。

<事業の流れ>

※改善状況の報告については、目標が達成されるまで報告を行うこととされている。



総 括 調 査 票

調査事業名 (20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

1. 目標の達成状況について

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の目標は達成できているのか。

【調査対象年度】
平成28年度～
平成29年度

【調査対象先数】
農林水産省：1先

③調査結果及びその分析

1. 目標の達成状況について

①産地パワーアップ計画の成果目標の達成状況について

地域協議会等が取り組む産地パワーアップ事業では、計画作成にあたり、生産コストの削減や所得額の増加等の収益性向上の効果に係る成果目標を設定し、目標年度（事業実施年度の翌々年度）における成果目標の達成状況について事業実績の評価を行うこととしている。

これまでに産地パワーアップ事業を実施し事業実績の評価を行った880計画について、成果目標の達成状況を確認したところ【表1】のとおりとなった。目標を達成した計画の割合は6割を下回っており、また、未達成の計画の半数以上（全体の2割強）が達成率がマイナス（すなわち、計画作成時点よりも下回っている）となっていた。

②取組主体事業計画の取組目標の達成状況について

取組主体が取り組む取組主体事業計画では、計画作成にあたり、産地パワーアップ計画の成果目標の達成につながる取組目標を設定することとされている。

これまでに施設整備の事業を実施し事業実績の評価を行った124取組主体事業計画について、取組目標の達成状況を確認したところ【表2】のとおりとなった。また、取組主体事業計画の個々の取組目標達成率を見ると【図1】の結果となり、達成率100%以上150%未満が最も多く40計画（30%）となっている一方で、目標達成率がマイナスの計画が25計画（19%）存在した。

（注）1つの取組主体事業計画で複数の目標を設定して達成率を計算している計画があり、【表2】【表3】では取組主体事業計画を、【図1】では各目標それぞれを1単位として整理しているため、全体の計画数は一致しない。

また、その基となる産地パワーアップ計画の成果目標の達成状況と併せて確認したところ【表3】のとおりとなった。

取組主体の個々の計画である取組主体事業計画の取組目標を達成していると産地全体の目標である産地パワーアップ計画の成果目標も達成している計画が多く、反対に取組目標が未達成だと成果目標も未達成の場合が多くなっており、一定の関連性が認められた。一方で、産地全体の成果目標は達成しているものの、補助金を投入して事業を実施した取組主体の取組目標が達成されていない場合があることが判明した。

【表1】目標年度における成果目標の達成状況

評価計画数：880（令和元年度：472、令和2年度：408）

	全体	令和元年度	令和2年度
達成（※）	56.7%	55.5%	58.1%
未達成（うち、マイナス）	43.3% (22.7%)	44.5% (22.5%)	41.9% (23.0%)

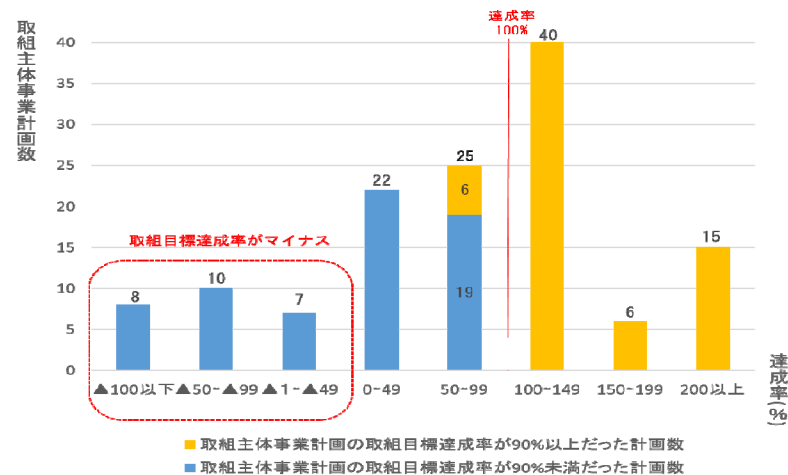
（※）農業においては天候等の影響を受けやすく、収穫量、販売額等は年度ごとに変動が生じる可能性が高いことから、農林水産省は、運用上、目標に対する達成率が90%以上の場合に「達成」としている。（以下、【表2】【表3】について同じ）

【表2】目標年度における取組目標の達成状況

評価計画数：124（令和元年度：115、令和2年度：9）

	全体	令和元年度	令和2年度
達成	48.4%	50.4%	22.2%
未達成	51.6%	49.6%	77.8%

【図1】令和元年度及び2年度事業評価における取組目標の達成率の分布



【表3】成果目標及び取組目標の達成・未達成の関連性

		取組主体事業計画（取組目標）	
		達成	未達成
産地パワーアップ計画（成果目標）	達成	49	10
	未達成	11	54

④今後の改善点・検討の方向性

1. 目標の達成状況について

農林水産省は、成果目標及び取組目標の現状の達成状況を踏まえて、達成率を向上させるために、申請された計画の妥当性を適切に判断できるようにする等、必要な改善を図るべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

事業実施後の実績評価時点で、成果目標及び取組目標が未達成の場合の取扱いがどのようになっていくのか。

【調査対象年度】
平成28年度～
令和2年度

【調査対象先数】
農林水産省：1先

③調査結果及びその分析

2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

実施要領上、産地パワーアップ計画の成果目標を達成できなかった地域協議会等が、同一地区・同一品目で新たに計画を作成する場合には、前の計画が未達成となった要因の分析など、より厳格な審査を行うこととしており、目標を達成できなかった産地に安易に新たな補助金を支給しないための規定が設けられているが、取組主体事業計画についてはそのような規定は設けられていない。

上述の【表3】のとおり、産地パワーアップ計画の成果目標は達成しているが、取組主体事業計画の取組目標は未達成のものがあり、現行の規定では、個々の取組主体事業計画の取組目標が未達成でも、基となる産地パワーアップ計画の成果目標が達成していれば、新たな補助金を受けることが可能となる。

これまでに採択された取組主体事業計画について、産地パワーアップ計画に設けられた規定（目標未達成、かつ同一地区・同一品目）と同等のものと仮定して、該当するものがあるかを農林水産省に確認したところ、1つの取組主体が該当することが判明した。【表4】

【表4】

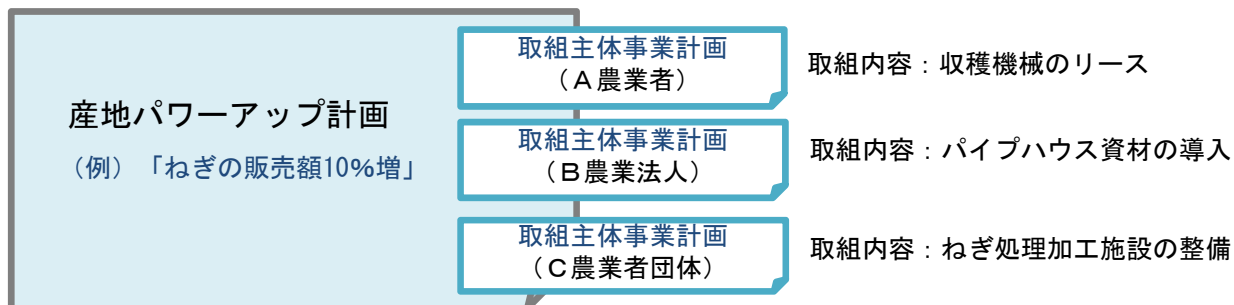
地区	対象品目	支援内容 (平成28年度)	取組目標達成率	支援内容 (令和2年度)
A地区	玉ねぎ	【125百万円】 集出荷貯蔵施設	▲4%	【1,392百万円】 建屋・保管施設

また、産地パワーアップ計画では成果目標の目標年度を迎えていないため事業評価は未実施であるが、個別の取組主体事業計画で事業評価を実施し、取組目標未達成となった取組主体が、事業評価後に、同一地区・同一品目の新しい別の産地パワーアップ計画に参加し、その中で新しい取組主体事業計画を作成し、採択された事例が6例確認された。

(参考) 産地パワーアップ計画と取組主体事業計画の関係について

産地パワーアップ計画に参加する農業者や農業者団体等の取組主体が取組主体事業計画を作成し、その計画の取組に要する経費に対して補助金を交付する。

取組主体事業計画には、産地パワーアップ計画の成果目標の達成につながる取組目標を定める必要がある。



④今後の改善点・検討の方向性

2. 目標が未達成の場合の取扱いについて

農林水産省は、産地パワーアップ計画の成果目標を達成できなかった産地に、安易に新たな補助金を支給しないための規定の趣旨を踏まえて、取組主体事業計画についても同様の規定を設け、効果的な事業執行に努めるべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (20) 産地パワーアップ事業

②調査の視点

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①実施要領上、都道府県知事は成果目標の未達成だった地域協議会長等から改善状況の報告を受けようとして規定されているが、報告の提出期限は定められていないため、都道府県においてどのように運用しているのか。

②実施要領上、改善状況の報告を国に提出する規定はないが、都道府県から地方農政局等に共有されているのか。

【調査対象年度】

平成28年度～平成29年度

【調査対象先数】

道府県：44先

※調査対象となる計画がない3都府県を除く

③調査結果及びその分析

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①実施要領において、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況を事業評価することが規定されており、都道府県知事は、地域協議会長等から報告を受けた内容を点検評価し、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせることとされている。

しかしながら、当該規定には改善状況の報告の提出期限が定められていないため、道府県に対して提出期限の設定の有無について確認を行ったところ、8割以上で提出期限の設定がなされていたが、設定がなされていない道府県が存在した。【表5】

【表5】

	有	無
道府県における改善状況の報告の提出期限設定の有無	37	7

また、改善状況の報告の提出状況を確認するため、令和元年度に事業評価を行い成果目標を達成しなかった地域協議会長等から令和2年度中に道府県知事に対して改善状況の報告が提出されているのかを確認したところ、提出期限の設定が無い場合のみならず、設定がある場合でも未提出の地域協議会等があることが判明した。【表6】

【表6】

	提出期限 設定有	提出期限 設定無
改善状況の報告が提出されている地域協議会等数	162	28
改善状況の報告が未提出の地域協議会等数	4	1

報告が未提出の理由を道府県に確認したところ、「実績の計算に時間を要した」「地域協議会と提出期限の調整がつかなかった」「提出を求めているが、実施要領上に提出期限の設定がないため結果的に出てきていない」などの回答があった。

②実施要領において、改善状況の報告は都道府県知事へ報告するのみで、国に提出する規定とはなっていないが、道府県から国へ情報共有の状況を確認したところ、道府県自身の判断で共有している道府県もあったが、国には共有していない道府県が過半数を上回った。【表7】

【表7】

全て共有	一部共有	共有なし
13	2	26

国に情報共有している道府県の理由を確認したところ、「地方農政局等は関係機関と認識しており、情報共有するのが良いと判断した」「地方農政局等から提出を求められた」との回答が多かった。

④今後の改善点・検討の方向性

3. 産地パワーアップ事業の事業評価等について

①改善状況の報告について、令和元年度末から1年以上経過しているにも関わらず、地域協議会長等から都道府県知事へ改善状況の報告が行われていないのは、適切でないことから、改善状況の報告が確実に実行されるよう農林水産省は、実施要領に改善状況の報告の期限を設定すべき。

②改善状況の報告を国に共有している道府県もあったが、国は国費を支出して実施する事業について、適時適切に状況の把握やフォローアップする必要があることから、農林水産省は、国においても成果目標の未達成だった地域協議会等に対する都道府県の対応状況をフォローアップできるように実施要領を改正すべき。